

大田市新庁舎整備基本設計業務プロポーザル審査選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大田市が行う、大田市新庁舎整備基本設計業務について、その委託業者を適正に決定するため、大田市新庁舎整備基本設計業務プロポーザル審査選定委員会（以下「審査選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査選定委員会は、大田市新庁舎整備基本設計業務に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な業者を選定するものとする。

(組織)

第3条 審査選定委員会は、市政全般の経験または建築・都市計画等に関する専門的知識と経験を有する職員により構成する。また、必要に応じて、外部の学識経験者等をオブザーバーとして招聘し、意見を求めることができるものとする。審査選定委員会の組織は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査選定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、審査選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査選定委員会の庶務は、建設部建築営繕課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

この要綱は、当該業務の契約が締結されたときに失効する。

別表（第3条関係）

委員長	副市長	船木 三紀夫
副委員長	建設部長	尾畑 哲格
委員	大田市参与	持田 明
委員	政策企画部長	下垣 英樹
委員	総務部長	上西 宏